

作成日付

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

1 事業者

事業者名称	株式会社 介護の太助
代表者氏名	代表取締役 金安 登
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	千葉県船橋市習志野台二丁目4-5 ヨエムビル202 047-467-2153
法人設立年月日	平成29年4月19日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護の太助 江戸川店
介護保険指定 事業者番号	東京都指定 第1372310688号
開設年月	令和3年10月1日
事業所所在地	東京都江戸川区北小岩2-34-1 T.R.トリビュート101号室
管理者	伊藤 史郎
連絡先	電話 03-6657-9127 ファックス 03-6657-9137
事業所の通常の 事業の実施地域	江戸川区・江東区・葛飾区・市川市・浦安市

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

平日	午前9時から午後5時まで
休業日	土日、祝、8月13日～8月15日、12月30日～1月4日

(3) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	○職員の管理及び業務の管理を行います。	常 勤 1名
福祉用具専門相談員	○福祉用具の選定援助、取り付け、機能等の点検、使用方法の指導、搬入等を行います。	常勤換算 2名以上

3 提供するサービスの内容について

- (1) 「福祉用具販売」は、要支援・要介護のご利用者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険上のサービスです。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、適合、取り付け、調整等を行います。
- (3) 事業者は、下記の福祉用具を販売いたします。

1.腰掛便座 2.入浴補助用具 3.簡易浴槽 4.自動排泄処理装置の交換可能部分
5.移動用リフトのつり具部分 6.スロープ 7.歩行器 8.歩行補助つえ

4 福祉用具の選定

- (1) 事業所は、福祉用具専門相談員に、福祉用具販売の提供にあたり、適切な相談又は助言を行わせます。
- (2) 福祉用具専門相談員は、福祉用具の決定にあたっては、ご利用者、ご利用者の後見人（後見人がいない場合にはご利用者のご家族）及びご利用者の居宅サービス計画を作成した介護支援専門員と相談の上、ご利用者の状況とその意向に配慮して行います。

5 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制

- (1) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかをご利用者が選択できることについて、ご利用者等に対し、メリットおよびデメリットを含め十分説明を行うとともに、ご利用者の選択に当たって必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、ご利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。
- (2) 選択制の対象福祉用具を販売で提供する場合は、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認させていただきます。
- (3) 選択制の対象福祉用具を販売で提供する場合は、ご利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行います。なおその際の費用については実費を請求させていただきます。

6 サービス提供に関する相談、苦情について

相談及び苦情申立の窓口

介護の太助 江戸川店 相談及び苦情窓口	所在地	東京都江戸川区北小岩2-34-1 T.R.トリビュート101号室
	電話番号	03-6657-9127
	ファックス番号	03-6657-9137
	受付時間	午前9時から午後5時まで
	苦情受付担当者	伊藤 史郎
	所在地	
	電話番号	
	ファックス番号	
	受付時間	
東京都国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	所在地	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
	電話番号	03-6238-0177
	受付時間	平日8時45分～17時00分

7 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理部長 中川 健
-------------	-----------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に関催しています。
- (3) 利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

職員は業務上知りえた秘密を洩らしません。また、退職後もこれを守秘します。

① 個人情報に関する管理者を選定しています。

個人情報保護管理者	管理部長 中川 健
-----------	-----------

②

利用者及び その家族に関する 秘密の保持について	ア 職員は業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。 イ 職員であった者に、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
個人情報の 保護について	ア 事業者はご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 イ 事業者が得たご利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者及びその家族の了解を得るものとします。

9 事故発生時の対応方法について

- (1) 事業者は、利用者に対する福祉用具販売により事故が発生した場合は、利用者と確認を取り市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事業者の責により賠償すべき問題が発生した場合は速やかに対応します。
- (3) 前項の場合において、当該事故発生につきご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。
 - ① 利用者が、その疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、福祉用具の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者の急激な体調の変化等、事業者の提供した福祉用具を原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者もしくは介護者等が、事業者の指示・説明、販売商品に添付している取扱説明書に反し、または事業者の承諾を得ることのない販売商品の仕様変更、加工、改造などの行為に起因して損害が発生した場合。
- (4) 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	身体の障害・財物の損壊100,000千円 受託物の損壊1,500千円 人格権侵害5,000千円

10 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所では、第三者機関による評価を受審しておりません。